

岩手県告示第452号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年3月31日次のとおり委託した。

令和8年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
公益財団法人岩手 県観光協会	岩手県盛岡市盛岡駅西通二 丁目9番1号	いわて教育旅行催行支援緊急対 策支援金の支出	令和8年3月25日	令和8年3月31日から 同年11月30日まで